

第15回 トラック輸送における  
取引環境・労働時間改善  
東京都地方協議会

事務局における取組について

---

令和5年12月

トラック輸送における取引環境・労働時間改善

東京都地方協議会 事務局

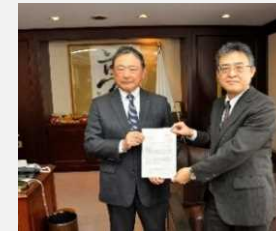
## 荷主団体への対応

令和4年11月、関東経済産業局と連名にて、関東商工会議所連合会に対し、運賃交渉の申し出があった場合には積極的に応じ、燃料費上昇分も考慮した上で、協議を行って頂くよう、傘下会員等への周知を依頼。



## トラック事業者団体への対応

令和4年12月、トラック事業者と荷主が協議の上、適正な運賃契約の締結をすることが取引環境の適正化には不可欠との認識のもと、各トラック事業者が経営状況を踏まえて運賃を分析し、荷主との運賃交渉に臨むよう関東トラック協会あてに、傘下会員への周知を依頼。



令和5年6月、トラック事業者及び荷主企業を対象とし、公正取引委員会・運送事業者・外部講師がそれぞれ講演を行い、**トラック事業者と荷主企業が協力して持続可能な物流の実現**を目的とした「2024年問題対策セミナー」を関東トラック協会と共同主催にて開催。（会場100人、WEB500人が参加）

## 荷主への対応

令和4年5月、燃料サーチャージの導入や標準的な運賃の設定について荷主の理解と協力を求めるため、関東運輸局、各都県労働局、関東経済産業局の連名による文書を各都県トラック協会を通じて荷主へ発送（約8,600者）。

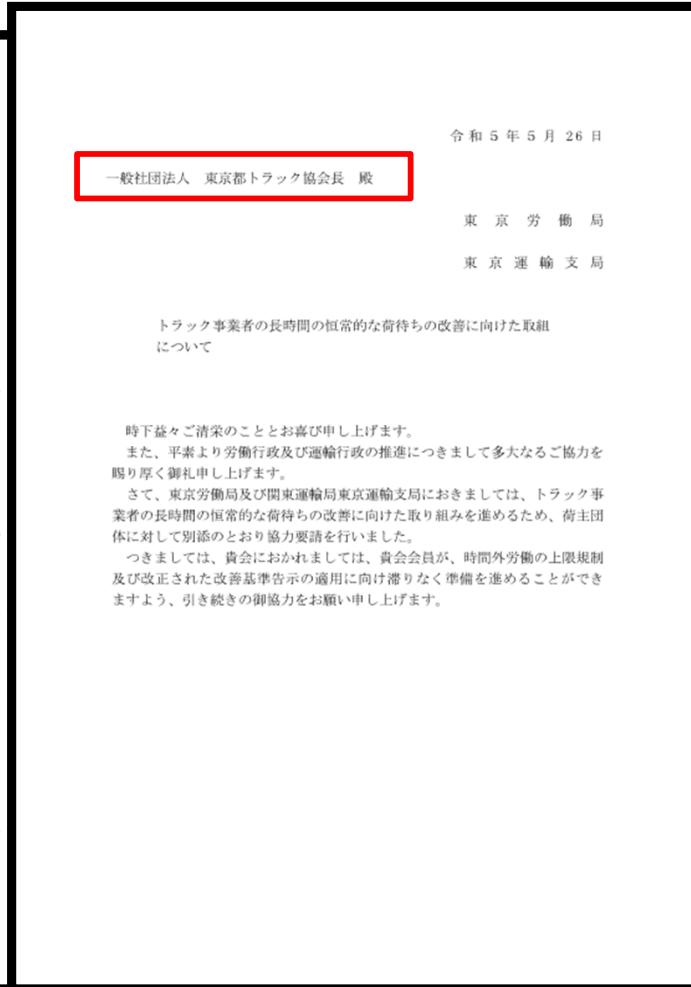
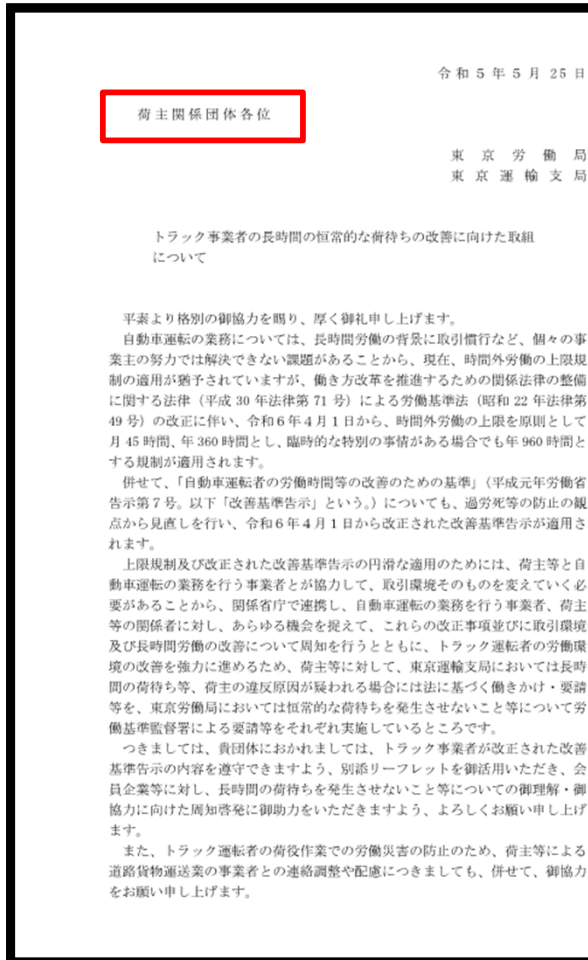
また、令和5年8月、物流2024年問題を乗り切るため、トラック事業者の取引環境改善に向け、荷主の理解と協力を求めることを目的とし、関東農政局も加わった4局連名による文書を各都県トラック協会を通じて、荷主へ発送（約9,000者）。



# トラック事業の取引環境適正化に向けた東京運輸支局の取組み

令和5年5月24日、東京労働局及び東京運輸支局は、上限規制及び改正された改善基準告示の円滑な適用のため、荷主関係団体及び東京都トラック協会に対し、改正事項並びに取引環境及び長時間労働の改善についてリーフレットの活用を推進を周知。また荷主等に対し、東京運輸支局においては長時間の荷待ち等、荷主の違反原因が疑われる場合には法に基づく働きかけ・要請等の実施を、東京労働局においては恒常的な荷待ちを発生させないこと等について労働基準監督署による要請等の実施を周知。

さらに東京運輸支局は、労働基準監督署が事業者あてに開催する働き方改革説明会に参画し、適正運賃の収受に向けた標準的な運賃の制度概要等の周知活動を実施。




荷主・元請運送事業者の皆さまへ

## STOP! 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、**自動車運転者の長時間労働の要因**となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも**長時間の荷待ちの改善**に向けてご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、**ぜひ前向きに検討をお願いします。**

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



トラック運送事業者のみなさまへ

## トラック運転者の長時間労働改善 特別相談センター

トラック運送事業者の長時間労働の改善に向けた、労働基準監督署と連携した相談窓口です。

ドライバーの長時間労働の上限規制。荷主の手を付けたらいいの？

荷主の立場でできる改善は？

ドライバーの運転時間に制限があったの？

こんな困りごとなど、ご相談ください！

待機時間の削減も、どう進めればいいのか？

相談無料

トラック運送者の長時間労働改善特別相談センター  
0120-110-110  
0120-110-110



荷主・元請運送事業者の皆様へ

## 長時間の荷待ちの改善に向けて、ご理解とご協力をお願いします！

積極的に取組んでいきましょう！！

長時間の恒常的な荷待ちは、**自動車運転者の長時間労働の要因**となります。

物流を支える自動車運転者の健康のためにも**長時間の荷待ちの改善**に向けてご理解とご協力をお願いします。

恒常的な長時間の荷待ちをさせないよう努めていただくほか、雇用の労働災害防止の取組にもご理解とご協力をお願いします。

東京労働局・労働基準監督署（支店）・公共職業安定所

東京都内に主たる事務所を有する事業者：5012者

※霊きゅう自動車のみを使用する事業者を除く

標準的な運賃に係る届出を行った事業者：1650者

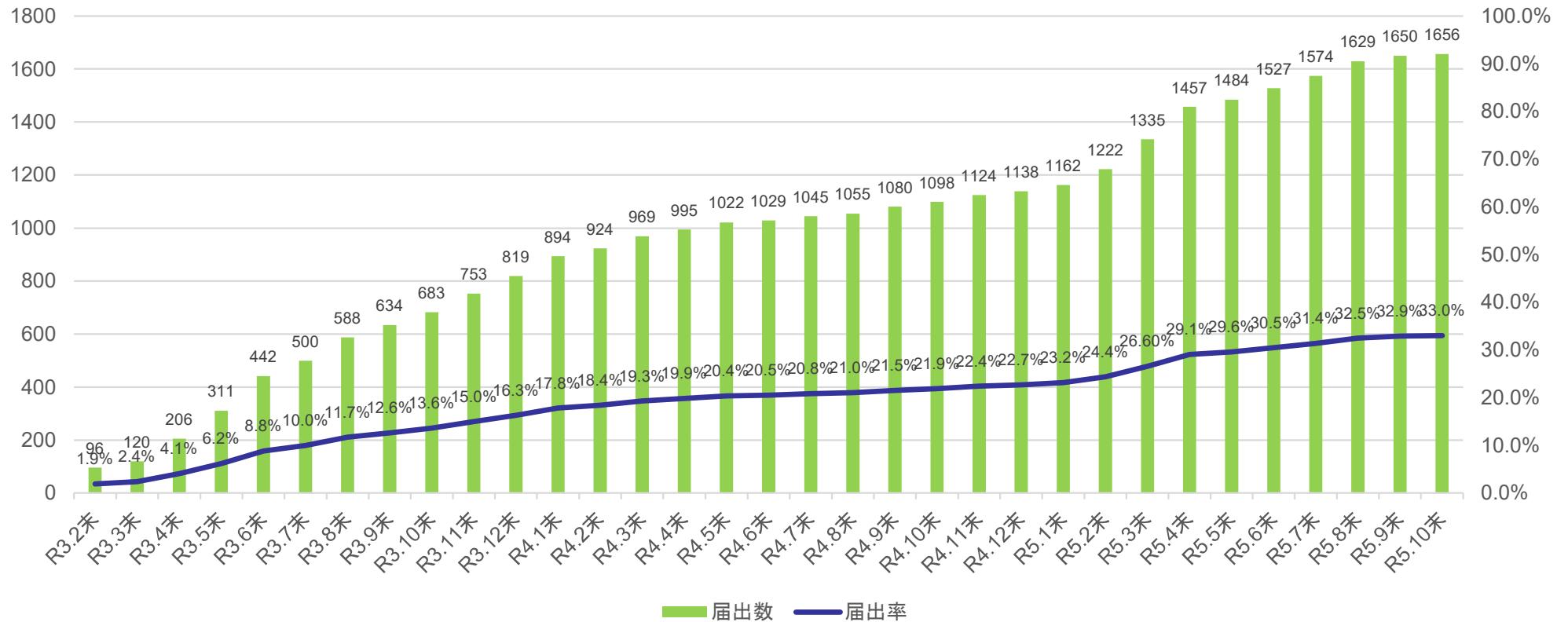
※東京運輸支局管轄事業者に限る(令和5年10月31日現在)



令和5年10月末の届出率 **33%**

第13回協議会時点(19%)及び第14回協議会  
時点(24%)と比較すると浸透が進んでいるが、  
更なる周知が重要

東京運輸支局管内の推移(標準的な運賃:届出数・届出率)



## 「標準的な運賃」告示制度について

関東運輸局では、「標準的な運賃」を実勢運賃に反映させていくことが重要だと考え、運送事業者と荷主が公平な立場で運賃交渉に臨むことができるよう、「標準的な運賃」告示制度の普及を進めています

### トラック事業の働き方をめぐる現状



### 「標準的な運賃」告示制度

「標準的な運賃」は、トラックドライバーの労働条件を改善し、トラック事業がその機能を**持続的に維持しながら法令を遵守して事業を経営する際の参考となる運賃**を示すため、令和2年4月24日付けで国土交通大臣が告示したものです。

「標準的な運賃」告示制度の導入

背景 荷主への交渉力が弱い等

- 必要なコストに見合った対価を収受しにくい
- 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

期待される効果

標準的な運賃により、事業継続に必要なコストに見合った対価を収受

労働環境の改善

賃金水準の引き上げ

法令遵守の徹底

2024年問題への対応

持続的なトラック輸送の確保

### 「標準的な運賃」の概要

運賃表の種類	距離制運賃	時間制運賃
地域	地方運輸局等のブロック(10ブロック単位)	
車型	バン型の車両で設定(海上コンテナ輸送、セメントバルク車等は割増率を設定) ※その他の車両も事業者独自に割増率を設定することが可能です。	
車種	小型車(2tクラス)                  中型車(4tクラス)                  大型車(10tクラス)                  トレーラー(20tクラス)	
対象となる運送契約	車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提に設定	
元請・下請の関係	元請事業者の備車費用・管理料は含まず、実運送を行う場合に要する原価について計算	
料金や実費	料金(待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料)や実費(高速道路利用料、フェリー利用料、燃料サーチャージ等)については <b>標準的な運賃に含まれていない</b> ため、別途収受することとされています。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #0070c0; color: white;">運賃(運送の役務の対価)</div> <div style="font-size: 2em;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #800000; color: white;">料金(積込・取卸料、附帯業務料) 実費(有料道路、フェリー利用料等)</div> </div>	
運賃・料金の適用ルール	運賃・料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法等、告示内容を補完する事項を各トラック事業者が「 <b>運賃料金適用方</b> 」として定めます。 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 30%;"> <p><b>割増</b> 特殊車両、休日、深夜・早朝、品目別、特大型品、悪路、冬期、地区割増</p> <p><b>割引</b> 長期契約、往復割引</p> <p><b>その他</b> 割増・割引範囲の設定、係建、待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料、実費(有料道路、フェリー利用料等)</p> </div> <div style="width: 60%; text-align: center;"> <p>➡ <b>取引先毎に契約書・覚書により取引条件を規定</b></p> </div> </div>	

持続可能な物流の実現に向け「標準的な運賃」告示制度のご理解とご協力をお願いします!

(問い合わせ先)

関東運輸局自動車交通部貨物課 045-211-7248

詳細はこちら ➡

関東運輸局 取引環境

検索

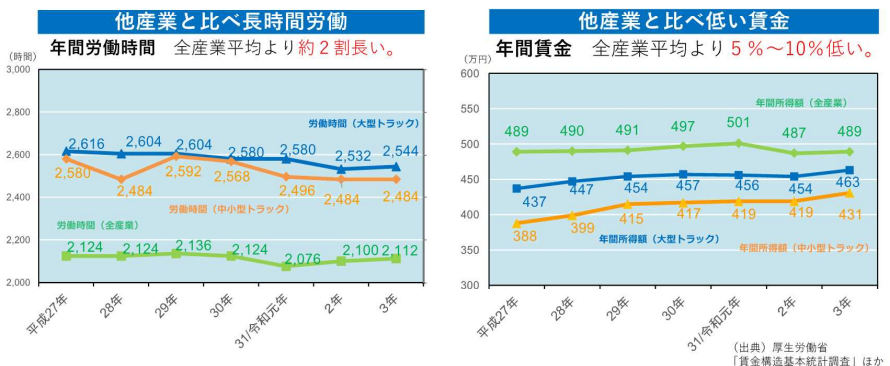


(2023/02)

## トラック輸送の取引環境改善に向けた取組み

関東運輸局では、関係機関と連携を図りながら、トラック輸送におけるドライバー不足、労働条件、荷主との取引環境など様々な課題の解決に向けた各種取組を行っています

### トラック事業の働き方をめぐる現状



### 「標準的な運賃」告示制度

「標準的な運賃」は、トラックドライバーの労働条件を改善し、トラック事業がその機能を**持続的に維持しながら法令を遵守して事業を経営する際の参考となる運賃**を示すため、令和2年4月24日付けで国土交通大臣が告示したものです。

「標準的な運賃」告示制度の導入

背景 荷主への交渉力が弱い等

- 必要なコストに見合った対価を収受しにくい
- 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

期待される効果

標準的な運賃により、事業継続に必要なコストに見合った対価を収受

労働環境の改善

賃金水準の引き上げ

法令遵守の徹底

2024年問題への対応

持続的なトラック輸送の確保



## 「ホワイト物流」推進運動

「ホワイト物流」推進運動とは、深刻化が続くトラックドライバー不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的に、次の点に取り組む運動です。

- ① **トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化**
- ② **女性や60代以上の運転者等も働きやすいより「ホワイト」な労働環境の実現**

「ホワイト物流」推進運動は、SDGsにつながる取り組みであり、物流の改善に向けては、荷主企業・物流事業者等の関係者が連携して相互に改善を提案し、協力して実現することが大切です。

### 推進運動の主旨

自主行動宣言の3つの必須項目

取組方針

契約内容の明確化・遵守

法令遵守への配慮

### 推奨項目

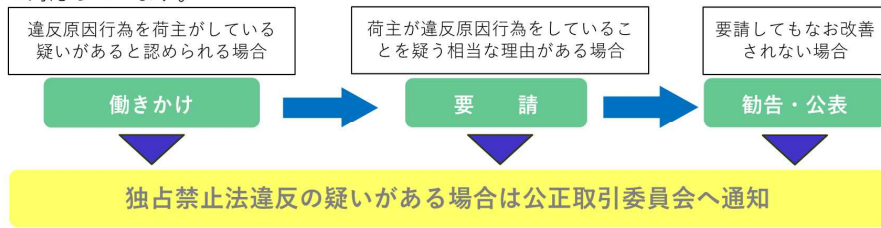
運送内容の見直し、運送契約の相手方の選定、安全の確保、独自の取組等

運動の主旨と自主行動宣言の3つの必須項目に合意のうえ、**賛同表明**をお願いします



## 荷主対策の深度化

トラック事業者が法令違反する原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがあると認められる場合、国土交通省の意見募集窓口への情報や適正化事業実施機関との連携等により、国土交通省において端緒情報を収集し、事実関係を確認のうえ荷主関係省庁と連携して対応しています。



## 燃料サーチャージ制度

「燃料サーチャージ」とは、燃料等の価格の上昇・下落による**コストの増減分を別立ての運賃として設定する**制度です。

関東運輸局では、他の分野において広く導入されている燃料サーチャージ制をトラック運送業においても普及させるため、荷主及びトラック運送業者にその導入をはたらきかけていくこととしています。

トラック事業の取引環境適正化に向けた取組にご理解とご協力をお願いします！

(問い合わせ先)  
関東運輸局自動車交通部貨物課 045-211-7248

詳細はこちら

関東運輸局 取引環境

検索





Press Release

令和5年10月6日  
物流・自動車局  
貨物流通事業課

## 「トラックGメン」躍動！ ～発足からこれまでの活動実績と関係行政機関との連携強化について～

- 国土交通省では、トラック運送事業における適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請事業者の監視を強化するため、本年7月、全国162名からなる「トラックGメン」を創設しました。
- 「トラックGメン」は、発足後、トラック事業者への積極的な情報収集を行い、悪質な荷主に対し、法に基づく「働きかけ」や「要請」を行っています。
- 「トラックGメン」発足から約2ヶ月で、「働きかけ」の件数が昨年度1年間に比べて4倍強となるなど、成果をあげています。
- 10月からは、他の関係機関と合同ヒアリングを実施するほか、11月・12月を「集中監視月間」と位置づけ、一層監視を強化します。

### <活動実績>

- トラックGメン発足後(7/21～9/29)の実績は、**貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」を120件、「要請」を5件実施し、発足前の実施状況と比べ、大幅な伸びを示しており、違反原因行為※の解消に向けて、迅速な対応が図られています。**(別添「トラックGメンの活動実績グラフ」参照)

※ 荷主都合による恒常的な長時間の荷待ちや運賃・料金の不当な据置きなどの行為。

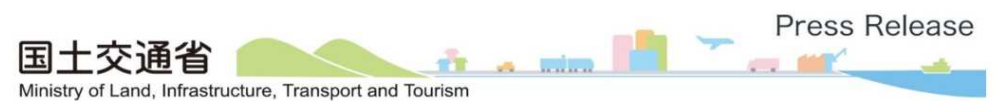
### <今後の動き>

#### 【荷主に対する関係行政機関との合同ヒアリング】(10月～)

- 今月から、**国土交通省と厚生労働省の「荷主特別対策担当官」をはじめとする関係行政機関の地方実施機関(経済産業局、農政局、労働局)と連携し、荷主企業に対し、合同でヒアリング**を行ってまいります。

#### 【「集中監視月間」の実施】(11月及び12月)

- 国土交通省では、現在、**全トラック事業者に対し、荷主による違反原因行為の実態を把握するための調査を実施**しており、これまでにトラックGメンが収集した情報や調査結果等を照らし合わせ、**来る11月～12月を「集中監視月間」と位置付け、悪質な荷主に対し、その状況に応じ、法に基づく「働きかけ」、「要請」、「勧告・公表」といった措置を講じてまいります。**



Press Release

令和5年11月7日  
物流・自動車局  
貨物流通事業課

## トラックGメンによる荷主等への監視体制をさらに強化 ～ 「集中監視月間」スタート！ ～

- 国土交通省では、「トラックGメン」創設(本年7月)以降、トラック事業者への積極的な情報収集のほか、貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」などを全国で実施しています。
- 9月～10月にかけて実施した全トラック事業者を対象にした調査では、長時間の荷待ちや運賃・料金の不当な据置きなどを強いる荷主等の情報が多数寄せられました。
- これらを基に、11月・12月を「集中監視月間」と位置付け、悪質な荷主等に対して、「要請」「勧告・公表」を実施し、監視を強化してまいります。

### <集中監視月間における取組>

#### 【悪質な荷主等の監視強化】

- **全トラック事業者を対象にした調査結果(速報)※**やこれまで入手した情報を基に、悪質な荷主等に対し、「**要請」「勧告・公表**」を行い、早急な是正を促してまいります。  
※ 参考1「全トラック事業者を対象にした調査結果(速報)」を参照

#### 【関係行政機関との連携強化】

- 厚生労働省の**荷主特別対策担当官**や中小企業庁の**下請Gメン**等と連携し、荷主やトラック事業者への**合同ヒアリング**を実施してまいります。

#### 【情報収集の強化】

- これまでの「**要請**」事例※を示しつつ、プッシュ型情報収集を実施し、全国の**トラック事業者**や**労働組合、地方適正化事業実施機関**からの悪質な荷主等に係る**情報収集**を強化してまいります。  
※ 参考3「要請事例」を参照

(参考)トラックGメンの活動実績(令和5年10月末時点)

貨物自動車運送事業法附則に基づく「働きかけ」を251件(166件)、「要請」を10件(6件)※実施  
( )内の数字は、トラックGメン発足後(R5.7.21～)の累積実施件数。月当たりの平均実施件数は、発足前の1.8件から57件と大幅に増加。

※ 参考2「働きかけ・要請実施件数(令和5年10月末時点)」及び参考3「要請事例」を参照

- 国土交通省では、**11月・12月を「集中監視月間」と**位置づけ、**全トラック事業者を対象にした調査結果**などを基に、関係省庁と連携して、悪質な荷主・元請事業者に対し、「**要請**」「**勧告・公表**」を行い、監視を強化。これにより、ドライバーの労働条件の改善や取引適正化に向けた取組の加速化を図る。

## 悪質な荷主等への監視強化

**全トラック事業者を対象にした調査結果**（参考1「全トラック事業者を対象にした調査の概要（速報）」）やこれまで入手した情報を基に、悪質な荷主等に対し、「**要請**」「**勧告・公表**」を行い、早急な是正を促す。

## 関係行政機関との連携強化

厚生労働省の**荷主特別対策担当官**や中小企業庁の**下請Gメン**等と連携し、荷主やトラック事業者への**合同ヒアリング**を実施。

## 情報収集の強化

これまでの「**要請**」事例（参考3「要請事例」）を**示しつつ**、**プッシュ型情報収集**を実施し、全国の**トラック事業者**や**労働組合**、**地方適正化事業実施機関**からの悪質な荷主等に**係る情報収集**を強化。

## トラックGメンの活動実績

トラックGメン発足後、貨物自動車運送事業法に基づく措置として、「**働きかけ**」**166件（前月比+46件）**、「**要請**」**6件（前月比+1件）**を実施。（R5.7.21～10.31の実績）（参考2「働きかけ・要請実施件数（令和5年10月末時点）」）、（参考3「要請事例」）

### 【悪質な荷主等への監視強化】

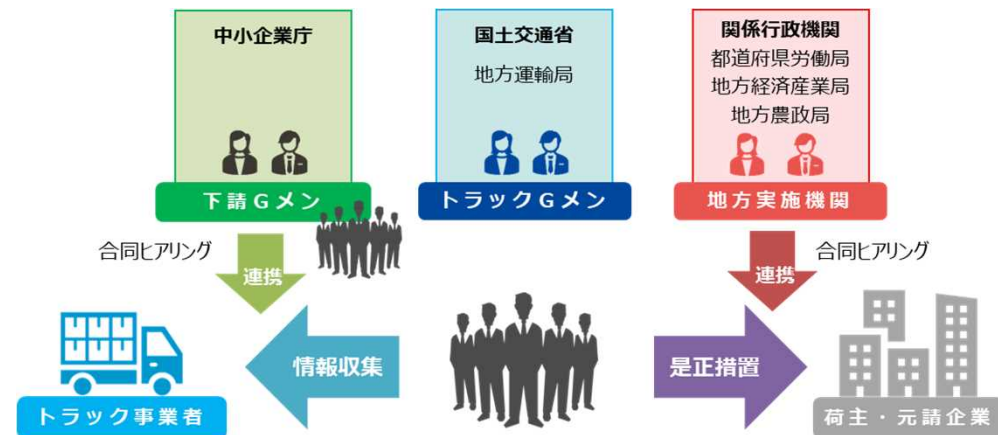
全トラック事業者を対象にした荷主による違反原因行為の調査



**集中監視月間**  
〈11月～12月〉

調査の結果を踏まえた「**要請**」「**勧告・公表**」の集中実施

### 【関係行政機関との連携強化】



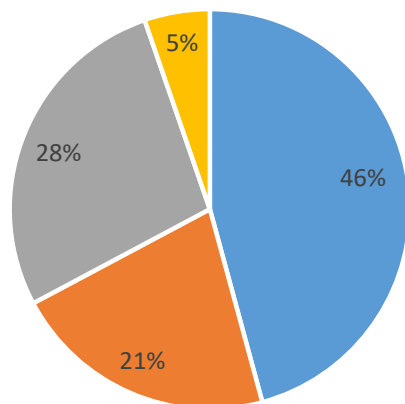


◆本年9～10月にかけて、全トラック事業者を対象にした調査結果は、以下のとおり。

○調査対象事業者数：63, 251者

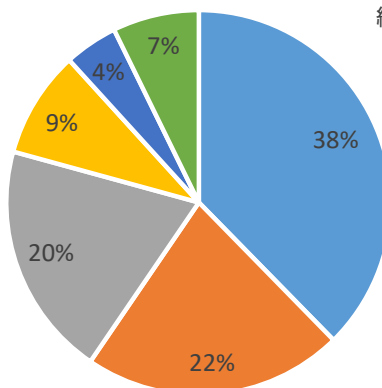
○回答数：10, 629件(Web回答のみ・1事業者から複数回答ある場合含む)

### 違反原因行為を行っている疑いのある荷主の分類



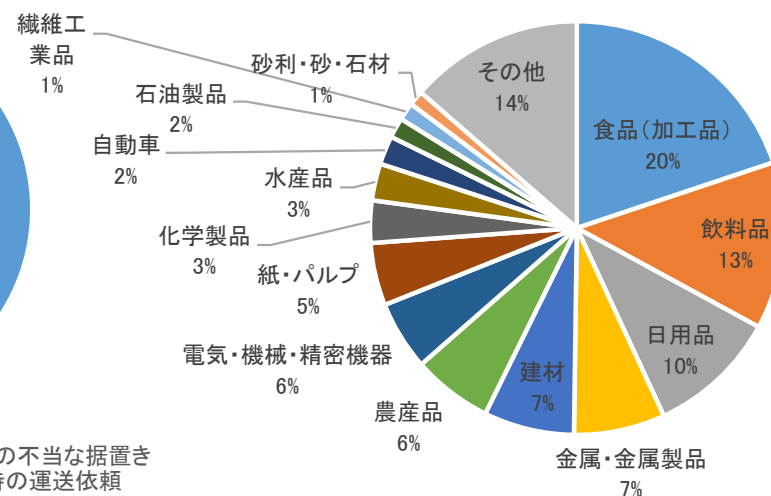
- 発荷主(元請運送事業者は含まない)
- 着荷主
- 元請運送事業者(利用運送事業者含む)
- その他(倉庫事業者等)

### 違反原因行為の割合



- 長時間の荷待ち
- 契約にない附帯業務
- 過積載の指示・容認

### 違反原因行為ありの回答における輸送物品(複数回答)



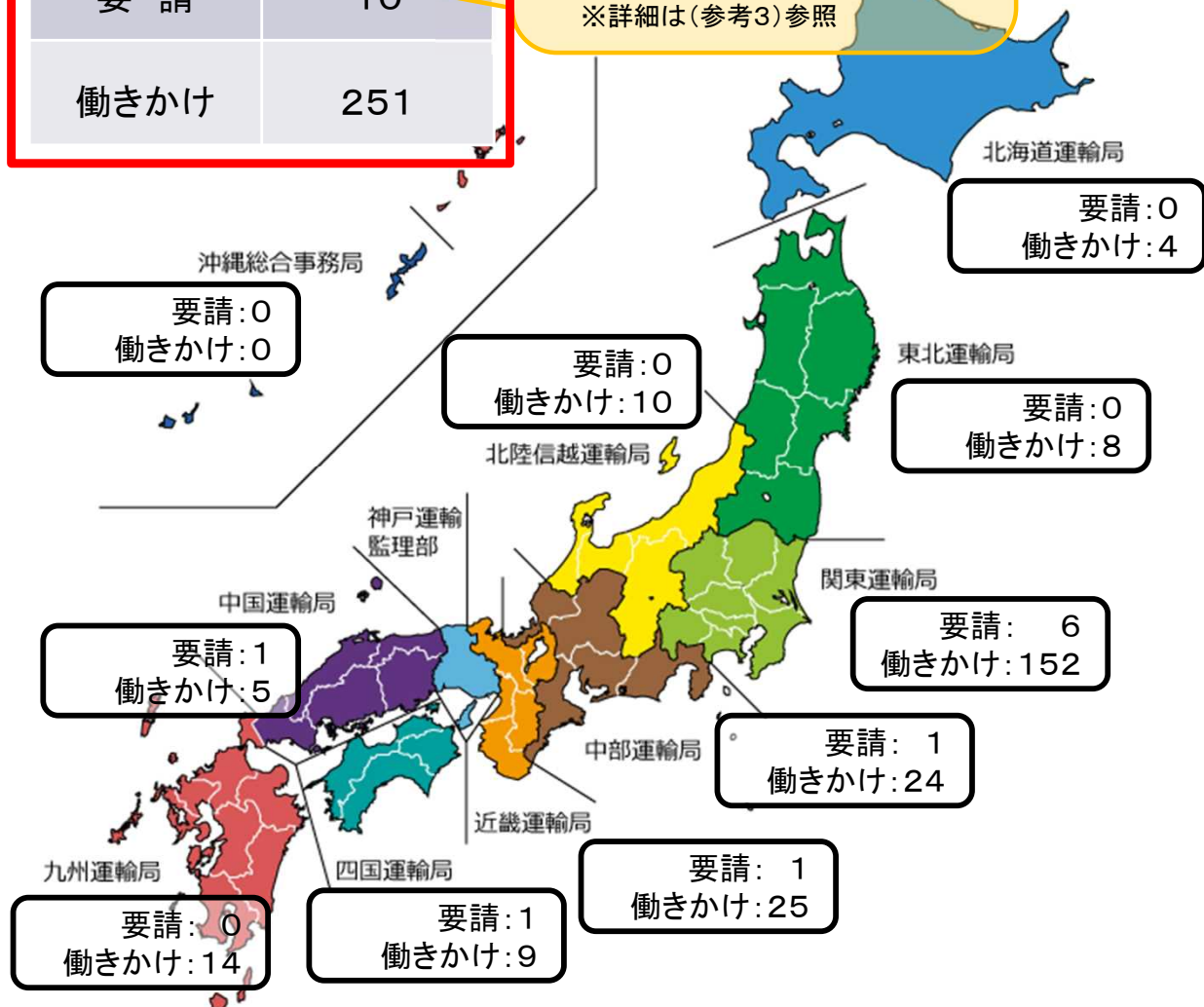
- 運賃・料金の不当な据置き
- 異常気象時の運送依頼
- その他無理な運送依頼

全トラック事業者を対象にした調査により得られた情報とこれまでトラックGメンが収集した情報等を照らし合わせた上、悪質な荷主・元請事業者に対し、**速やかに法的措置(「働きかけ」「要請」「勧告・公表」)を発動!**

対応内容	荷主・元請数
要請	10
働きかけ	251

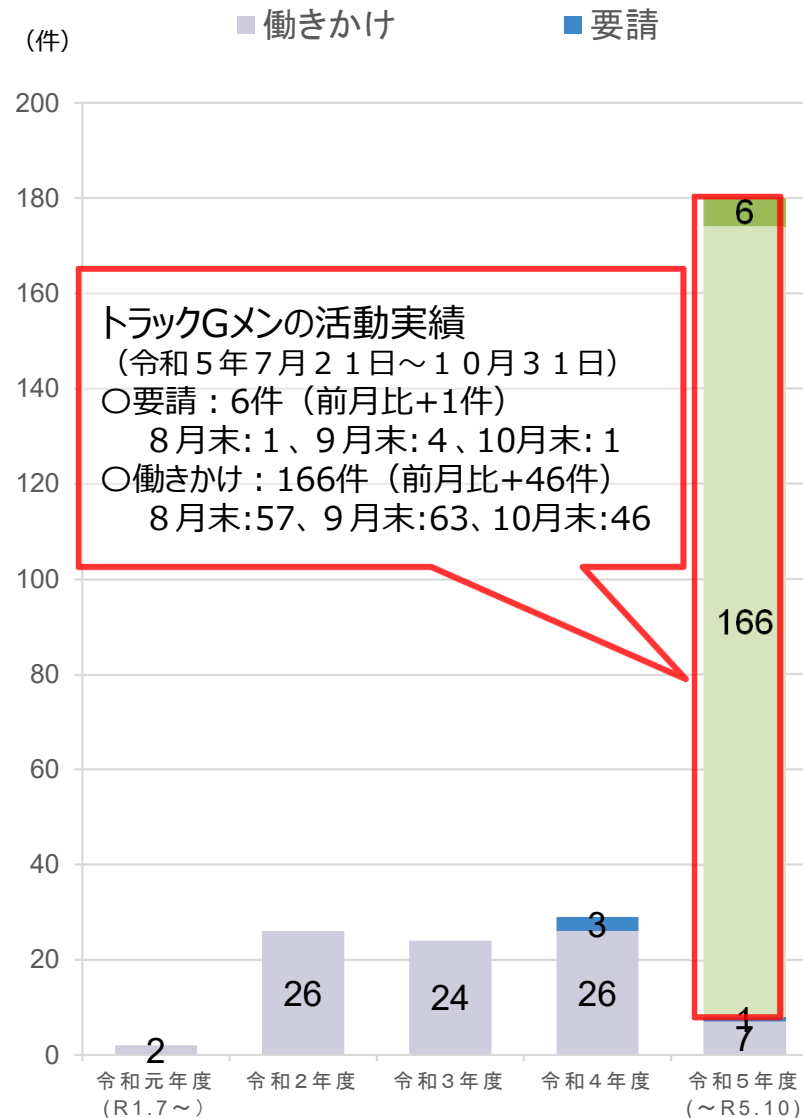
違反原因行為の内訳(重複あり)

- ・長時間の荷待ち: 8件
  - ・契約にない附帯業務: 1件
  - ・無理な配送依頼: 1件
  - ・過積載の指示: 1件
- ※詳細は(参考3)参照



※本社所在地から、地域別に整理・表示

トラックGメンの活動実績



番号	違反原因行為	内容	分類	業態	本社所在地	違反原因行為発生場所
1	長時間の荷待ち	法に基づく働きかけにより、一旦は長時間の荷待ちは改善されたが、その後、 <b>同じ工場において3時間を超える荷待ち</b> が発生していることが疑われたため、令和4年8月に要請を実施	発荷主	製造業	関東	中部
2	長時間の荷待ち	法に基づく働きかけにより、一旦は長時間の荷待ちは解消されたが、 <b>別の拠点で3～4時間の荷待ち発生</b> の情報が寄せられたほか、関係省庁にも同種の情報が寄せられたため、令和5年2月に要請を実施	発着荷主	運輸業, 郵便業	関東	関東
3	長時間の荷待ち	関係省庁から、長時間の荷待ちの改善について指摘を受けていたものの、改善がなされず、その後も <b>3～6時間の荷待ちが発生</b> していることが疑われたため、令和5年5月に要請を実施	発荷主	製造業	四国	四国
4	長時間の荷待ち	荷待ちに係る情報（ <b>到着から荷下ろし開始までに3時間かかった</b> など）が複数寄せられ、長時間の荷待ちが発生していることが疑われたため、令和5年9月に要請を実施	元請	運輸業, 郵便業	関東	関東
5	長時間の荷待ち	荷待ちに係る情報（ <b>数年前から最大7時間に及ぶ荷待ちが発生</b> など）が複数寄せられ、長時間の荷待ちが発生していることが疑われたため、令和5年9月に要請を実施	発荷主	サービス業	中部	中部
6	長時間の荷待ち	荷待ちに係る情報（ <b>3～5時間の荷待ちが恒常的に発生</b> など）が複数寄せられ、長時間の荷待ちが発生していることが疑われたため、令和5年9月に要請を実施	着荷主	卸売業, 小売業	中国	近畿、中国
7	長時間の荷待ち	法に基づく働きかけを行った後、荷待ちに係る情報（ <b>数時間～10時間に及ぶ荷待ちが発生</b> など）が複数寄せられ、長時間の荷待ちが発生していることが疑われたため、令和5年9月に要請を実施	元請 (荷主子会社)	運輸業, 郵便業	関東	中部、中国
8	長時間の荷待ち 契約にない附帯業務	荷待ち等に係る情報（ <b>日常的に4、5時間の荷待ち発生やラベル貼りをさせられる</b> など）が複数寄せられ、長時間の荷待ち及び契約にない附帯業務が発生していることが疑われたため、令和5年10月に要請を実施	発荷主	製造業	近畿	関東
9	無理な配送依頼	法に基づく働きかけにより、改善のための取組に着手したものの、引き続き、無理な配送依頼（ <b>出荷遅れの説明なく、翌日配送を強要する</b> など）が疑われたため、令和5年7月に要請を実施	元請 (荷主子会社)	運輸業, 郵便業	関東	関東
10	過積載運行の指示	法に基づく働きかけにより、改善のための取組に着手した矢先、 <b>全社レベルでの安全対策に係る情報共有が不十分</b> であり、 <b>他の拠点でも過積載運行の指示</b> が疑われたため、令和4年11月に要請を実施	元請	運輸業, 郵便業	関東	近畿

- ・ 令和5年9月から、関東運輸局及び東京運輸支局は紙・パルプを取り扱う複数の運送事業者に対しプッシュ型情報収集を行った結果、長時間に及ぶ荷待ちや契約にない付帯作業など、複数の違反原因行為を確認。
- ・ 令和5年12月に、関東運輸局は得られた情報を基に、「東京洋紙代理店会」、「東京板紙代理店会」、「日本洋紙板紙卸商業組合関東ブロック会」、「一般社団法人日本印刷産業連合会」に対し、長時間の荷待ち・荷役時間の削減、十分なリードタイムの確保、契約にない付帯作業の禁止、異常気象時における輸送の安全確保などを記載した協力依頼文書及びリーフレットを手交し、傘下会員に対し注意喚起を行うよう働きかけを実施。

東京洋紙代理店会 様

東京板紙代理店会 様

日本洋紙板紙卸商業組合関東ブロック会 様

一般社団法人日本印刷産業連合会 様

国自貨第1001号  
令和5年12月13日

国土交通省 関東運輸局

トラック事業の適正化・生産性向上に向けた取組へのご協力のお礼について

日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。トラック運送事業は、国民生活や経済を支える重要な社会インフラである一方、輸送力不足から物流の停滞が懸念される「物流2024年問題」への早急な対応が迫られているところであります。こうした状況から、政府としては、持続可能な物流の実現に向け、本年6月の「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」におきまして、①物流の効率化、②荷主・消費者の行動変容、③商慣行の見直しを柱とする、「物流革新」に向けた3本柱に基き、早期に具体的な成果が得られるよう可及的速やかに各種施策に着手するとともに、2030年度の輸送力不足の解消に向け可能な施策の事前の検討を図るべく、緊急的に取り組む施策として「物流革新緊急パッケージ」が策定されたところであります。この3本柱に沿った本格的・総合的な対策を、関係各事業者が荷主企業や元請け事業者から適正な取組を促すこと、紙・パルプ関係の輸送を行ってや契約にない付帯業務を強いられるなど、法令遵守を前提とした安定輸送の確保が困難になるような複数の違反原因行為がある旨の情報をいただいたこと、また、貴団体についても、トラック事業の適正化・生産性向上に向けた取組について、ご理解を深めていただくことと、下記事項の遵守について、傘下会員（組合員）への周知等に協力をお願いいたします。

なお、今後も違反原因行為が行われているような情報が寄せられた場合には、その情報が寄せられた該当企業様から事情をお聞きするほか法律に基づく措置を講ずることになりますことを申し添えます。

記

- ・ 荷待ち・荷役時間の短縮など物流負荷の軽減（荷待ちや荷役時間の短縮）
- ・ 発荷主側の発注時間や着荷主側においての指保し安定した輸送の確保に取り組んでいただくこと。（十分なリードタイムの確保）
- ・ 荷卸しや荷積みなど契約にない付帯業務を運送業者に行わせること。（契約にない付帯業務の禁止）
- ・ 必要なコストを反映した適正な運賃受取の確保（適正な運賃及び料金の確保）
- ・ 大雪や台風などの異常気象時においては運行ルートの変更や運行を中止するなど柔軟な対応を行うこと。（異常気象時における輸送の安全確保）

以上

東京洋紙代理店会 様

東京板紙代理店会 様

日本洋紙板紙卸商業組合関東ブロック会 様

一般社団法人日本印刷産業連合会 様

### 改正貨物自動車運送事業法（荷主関連部分）

**荷主の理解・協力を得て、トラックドライバーの働き方改革・法令遵守を進められるようにするための改正が行われました**

トラック運送事業ではドライバー不足が顕著化しており、我が国の経済発展を支える重要な物流の確保が課題となっており、ドライバーの働き方改革・法令遵守を進められるようにするための改正が行われました。

そのためには、荷主が輸送現場の改善による長時間の荷待ちや、荷役作業の削減など、ドライバーの負担軽減を図ることが必要であり、荷主とドライバーの協力を進めたいと考えています。

改正事項

- ① 荷主の配慮義務が新設されました
  - 荷主は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を行うことができるように努める義務が新設されました。
- ② 荷主への報告制度が強化されました
  - 輸送現場の状況、長時間の荷待ちや荷役作業の削減など、ドライバーの負担軽減を図るための取組について報告を求め、その結果を公表することが義務づけられました。
- ③ 違反原因行為をしていない荷主に対して、罰則を課せられています
  - 違反原因行為をしていない荷主に対して、罰則を課せられています。

違反原因行為の例

- 長時間の荷待ちや荷役作業の削減など、ドライバーの負担軽減を図るための取組が不十分であること。
- 長時間の荷待ちや荷役作業の削減など、ドライバーの負担軽減を図るための取組が不十分であること。

違反原因行為の例

- 長時間の荷待ちや荷役作業の削減など、ドライバーの負担軽減を図るための取組が不十分であること。
- 長時間の荷待ちや荷役作業の削減など、ドライバーの負担軽減を図るための取組が不十分であること。

違反原因行為の例

- 長時間の荷待ちや荷役作業の削減など、ドライバーの負担軽減を図るための取組が不十分であること。
- 長時間の荷待ちや荷役作業の削減など、ドライバーの負担軽減を図るための取組が不十分であること。

違反原因行為の例

- 長時間の荷待ちや荷役作業の削減など、ドライバーの負担軽減を図るための取組が不十分であること。
- 長時間の荷待ちや荷役作業の削減など、ドライバーの負担軽減を図るための取組が不十分であること。

### 無罪な輸送を「ドライバーの命と大切な荷物を守るために」

**異常気象時は運行中止も視野に...**

令和5年6月15日から、ドライバーが荷役作業や荷積作業を行った場合、当該作業は、「業務記録」の記載対象となります。

トラックドライバーの長時間労働の防止と適正な取引関係のために

業務記録の記載対象となる作業

- 荷役作業（荷積み・荷積み）
- 荷役作業（荷積み・荷積み）
- 荷役作業（荷積み・荷積み）

業務記録の記載対象となる作業

- 荷役作業（荷積み・荷積み）
- 荷役作業（荷積み・荷積み）
- 荷役作業（荷積み・荷積み）

業務記録の記載対象となる作業

- 荷役作業（荷積み・荷積み）
- 荷役作業（荷積み・荷積み）
- 荷役作業（荷積み・荷積み）

運送事業の運転者は、中高年層に依存した状態であり、若年層・女性の就労者が少ない状況にある現状を踏まえ、若年層等に自動車運送事業に対する関心を持ってもらい、運転者を指向する可能性のある層を少しでも広げることが不可欠であることから、高等学校等の校長等への説明を通じ、**就職活動を控えた高校生等に対し職業としての運転者に関心や興味を喚起することを目的**に平成27年度から実施している

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
東京	11校	11校	15校 (コロナのため郵送対応)	15校	15校

※東京以外の支局においても、訪問する高校数にはばらつきはあるものの毎年度実施している

## <高校生向け>

高校生のみなさまへ

多様な価値観  
イメージより楽しい！  
感謝の言葉  
みんなの暮らしを支える仕事です

各地の食事を堪能！  
子供の頃から憧れ  
安全・安心に暮らす達成感  
達成感が最大のやりがい  
一人の時間を捧げる！  
一人ですり抜ける責任感と達成感  
好きなことを仕事にできた！  
ずっとこの仕事を続けたい！

人と人をつなげる仕事  
道の達人  
つっこいい！  
日本の暮らしを支えるヒーロー  
生活の一部  
新しい道を切り拓いた達成感  
好きなことを仕事にできた！  
ずっとこの仕事を続けたい！

国土交通省

## <教員向け>

これ、物流の仕事です。

コンビニの食料品、アパレルや雑貨店の従業員から、住宅建材やロケット部品まで、モノが産地や工場から、消費者（企業や一般消費者）のもとに届くまでの流れのことを、「物流」といいます。物流とは、モノを届けることを通じて人と人をつなぐ仕事です。

産地・工場  
倉庫  
市場・物流センター  
小売店  
個人宅・企業  
消費者

災害時の緊急物資輸送

国土交通省

## <訪問時>

支局長自らが高校へ出向き、校長先生や進路指導の先生に対して、パンフレットを使用し運送事業の概要と役割などについて説明している。なお、パンフレットについては、生徒の目につくところに置いていただくようお願いしてきている。  
(例えば、進路指導室に置いていただくなど)

## 働き方改革関連法案対応に向けた取組

- ①「第89回運輸政策セミナー物流効率化のためのトラック自動運転の普及促進にむけて」令和5年4月の開催を会員に展開（P14）
- ②「トラック事業の2024年問題対策セミナー」を令和5年6月に関東運輸局と共催（P15）
- ③「2024年問題対策セミナー」を令和5年7月に開催（P16）
- ④「トラックGメン」による荷主情報の収集に係る協力依頼を令和5年8月に発出（P17）
- ⑤「「2024年問題」～迫る“物流危機”」冊子を令和5年9月に会員各社へ配布（P18）
- ⑥「今からでも間に合う！荷主が知っておくべき2024年問題対策」を令和5年10～11月に配信（P19）
- ⑦「解説 トラック運転者の改善基準告示」冊子を令和5年11月に会員各社へ配布（P20）
- ⑧「中小トラック運送事業者のためのIT活用セミナー」を令和5年11月に開催（P21）
- ⑨貨物集配中の荷さばき駐車対策として令和5年12月にアンケートを実施
- ⑩「トラック運送業～労務管理のポイント」を機関紙「東京都トラック時報」に連載（P22）
- ⑪「2024年問題」セミナーを令和5年12月及び令和6年1月に開催予定（P23）
- ⑫「労務講習会」を令和6年2月に4回開催予定
- ⑬社労士による労務相談窓口の開設
- ⑭「2024年問題研修会」を令和6年1月に開催予定【葛飾支部】（P24）
- ⑮「36協定等届出書類と労務管理の実務」を全会員に配布予定

## 人材確保に向けた取組

- ①「働きやすい職場の作り方セミナー」を令和5年7月に開催（P25）
- ②「運送業のITスキルアップを目指すパソコンセミナー」を令和5年11月に開催（P26）
- ③経営者セミナー「町工場の星、諏訪貴子氏に学ぶ新経営改革～中小企業の人材育成・事業承継～」（P27）
- ④協会HPに求人情報ページを掲載
- ⑤運転免許取得事業者への助成（P28）
- ⑥働きやすい職場認証制度取得事業者への助成（P29）
- ⑦ハローワーク等が企画する企業説明会へ会員事業者を紹介
- ⑧ハローワーク主催の「トラック業界セミナー」に講師として参加して業界をPR

## 標準的な運賃・料金の促進

- ①「標準的な運賃」活用セミナーを令和5年11月に開催（P30）
- ②「標準的な運賃」勉強会の開催 世田谷・大田・足立（2回）



一般財団法人 運輸総合研究所  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目18番19号UD神谷町ビル  
Tel: 03-5470-8400 / Fax: 03-5470-8401

## 第89回運輸政策セミナー 開催のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび運輸総合研究所におきましては、「第89回運輸政策セミナー」を開催することとなりました。

つきましては、ご関心をお持ちの皆様におかれましては、ご参加を賜りますようお願い申し上げます。また、ご関心をお持ちの方々に広くご周知頂ければ幸いです。

ご参加に当たりましては、大変恐縮ですが、申込み専用 URL からお申込み頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

### ○第89回運輸政策セミナー

テーマ：物流効率化のためのトラック自動運転の普及促進に向けて

日 時：2023年 4月20日（木） 14:00～16:00

会 場：オンライン配信（Zoom ウェビナー）および運輸総合研究所2階会議室

#### 1. 講演

「物流の観点から見た自動運転」

講 師：多田 善隆 国土交通省自動車局自動運転戦略室長

#### 2. パネルディスカッション

コーディネーター：石田 東生 筑波大学名誉教授

パネリスト：多田 善隆 国土交通省自動車局自動運転戦略室長

佐藤 賢 株式会社三菱総合研究所スマート・リージョン本部

モビリティ戦略グループ主任研究員

錫村 朋宏 豊田通商株式会社スマートソサエティ事業推進部

モビリティインフラグループ グループリーダー

下村 正樹 株式会社T2 代表取締役 CEO

#### 概 要

物流業界においては担い手不足が深刻化しており、特に2024年度からのトラックドライバーに対する時間外労働規制の適用開始により、労働者不足に拍車がかかることも想定されることから、早急な対応が必要となっている。その対応策の一環として、トラックの自動運転の実現に向けた検討が進められており、改正道路交通法の施行により限定された地域における公道でのレベル4による自動運転が可能となったことを踏まえ、実用化への取組が進みつつある。

本セミナーでは、高速道路における実証実験の開始など、最新の取組の進展状況を踏まえ、今後の物流効率化のためのトラック自動運転の実用化に向けた課題と対応策について考察を行う。

## トラック事業の2024年問題対策セミナー（関東運輸局・関東トラック協会）

2023.05.31

本セミナーは、令和6年4月から時間外労働の上限規制及び改正後の改善基準告示が適用され、輸送力の確保が難しくなるなか、取引環境の適正化に向けて、トラック事業者・荷主企業双方に役立つ法令の知識から、価格交渉のノウハウまで幅広く学べるセミナーですので、ぜひご参加下さい。

### 1. 日 時

令和5年6月30日（金）13:00~16:30（開場・受付：12:30~）

### 2. 場 所

#### 【神奈川県会場】

神奈川県トラック総合会館 7階 大研修室  
（神奈川県横浜市港北区新横浜2-11-1）

#### 【東京サテライト会場】（神奈川県会場のセミナーを東京サテライト会場で視聴する形式）

東京都トラック総合会館 4階会議室  
（東京都新宿区四谷3-1-8）

### 3. 参加費

無 料

### 4. 参加方法・申込

参加方法	定員	申込フォーム
神奈川県会場の受講	100名（満席になりました）	申込はこちら
ZOOM受講	500名（満席になりました）	
東京サテライト会場での受講	60名（定員に達した時点で締切）	受付終了

### 5. プログラム

講 演：「公正取引委員会における物流取引適正化の取組について」  
公正取引委員会事務局 経済取引局 取引部 企業取引課  
優越的地位濫用未然防止対策調査室 室長 山本 慎 氏

事例発表：「2024年問題に向けての取組について」  
菱木運送株式会社 代表取締役 菱木 博一 氏

講 演：「価格転嫁に向けた交渉ノウハウの習得について」  
株式会社NRI 代表取締役社長 観音寺 一嵩 氏

### 6. 主 催

関東運輸局・関東トラック協会

### 【問い合わせ先】

※当日の取材希望につきましては関東運輸局までご連絡いただき事前にご登録をお願いします。

国土交通省関東運輸局自動車交通部 貨物課 堀崎・鳥羽・大島 tel: 045-211-7248

関東トラック協会 事務局（東京都トラック協会内） tel: 03-3359-6251



## 2024年問題対策セミナーの開催について

2023.06.29

セミナーを下記のとおり開催いたします。

開催日時	令和5年7月27日(木) 14:00~16:15
開催場所	<a href="#">「東京都トラック総合会館」7階大会議室(新宿区四谷3-1-8)</a> およびWEB(ZOOM)
内容	講師：グローアップ社会保険労務士法人 山下 智美 様  1. 働き方改革と『2024年問題』  ①時間外労働の上限規制と割増賃金率の引き上げ  ②改善基準告示の改正 ③法改正に対応しないとうなるの？  2. 『2024年問題』の対策とは？  ①労働時間管理と労働時間の削減 ②『賃金制度』の見直しポイント
対象者	会員事業者の経営者、管理者
受講料	無料
募集定員及び申込み	A.会場 70名(1社2名まで先着順、定員になり次第締め切り) 以下のフォームからお申込みください。 <a href="#">●会場での受講をご希望の方</a>  B.WEB(ZOOM)での受講 400名(先着順、定員になり次第締め切り) 以下のフォームからお申込みください。 <a href="#">●WEB(ZOOM)での受講をご希望の方</a>  手続きが完了次第、申込完了メールが自動送信されます。  迷惑メール対策などでドメイン指定を行っている場合、メールが受信できないことがあります。 「noreply@form.kintoneapp.com」を受信設定してください。
開催者	主催：(一社)東京都トラック協会
その他	会場では、入口での手指消毒等にご協力ください。

～本件に関するお問い合わせ先～

(一社)東京都トラック協会 業務部 交通・環境グループ

電話：03-3359-6257

東ト協総発第36号  
令和5年8月2日

会員各位

一般社団法人東京都トラック協会  
会長 浅井 隆  
(公印省略)

## 「トラックGメン」による荷主情報の収集に係るご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別なるご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、トラック運転者の時間外労働に対する罰則付き上限規制や改正改善基準告示の適用開始を令和6年4月に控え、本年6月2日に「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において、物流の「2024年問題」への総合的な対策として、「物流革新に向けた政策パッケージ」が取りまとめられました。

この「物流革新に向けた政策パッケージ」の中で、適正な物流取引を阻害する疑いのある発荷主・着荷主企業や元請運送事業者を監視する「トラックGメン」が創設され、調査結果が貨物自動車運送事業法に基づく荷主企業・元請事業者への「働きかけ」や「要請」などに活用される予定です。

これに伴い、違反原因行為をしている疑いのある荷主の情報を収集するため、関東運輸局及び各運輸支局に配置された「トラックGメン」がトラック運送事業者に対して訪問調査や電話聴取などを行うことになりました。

会員の皆様におかれましては、こうした趣旨をご理解の上、「トラックGメン」による荷主情報の収集に対して積極的にご協力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

また、今回の荷主情報収集の一環として、「トラックGメン」ポータルサイト ([https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk4\\_000116.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000116.html)) が作成されましたので、こちらもご活用ください。

なお、長時間の荷待ち、契約に基づかない附帯業務（追加業務）、コンプライアンスの確保に影響を及ぼす輸送に関する情報（非合理的到着時間の設定、重量違反等となるような輸送依頼、燃料費等のコスト増加に係る運賃・料金等の不当な据え置き）などの情報がありましたら、引き続き国土交通省の意見募集窓口や各運輸局・運輸支局に情報提供をお願いいたします。

敬具

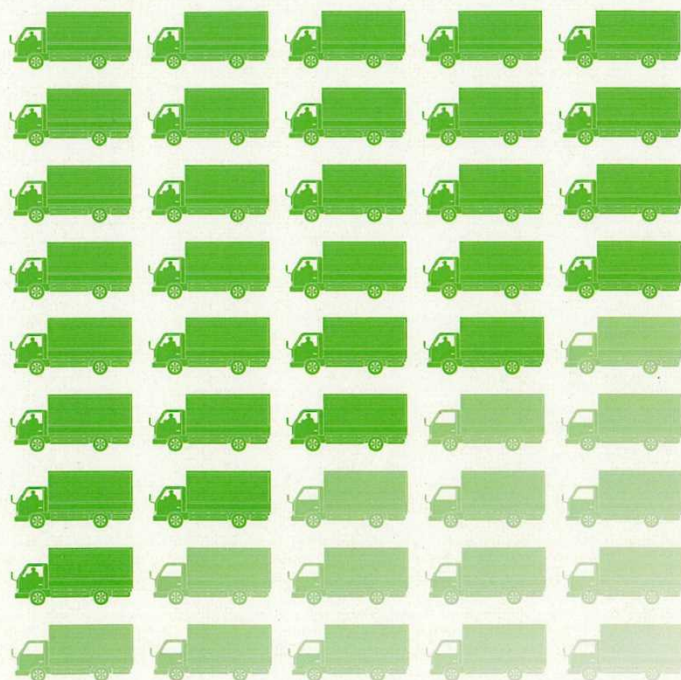
<本件についてのお問い合わせ先>

一般社団法人東京都トラック協会

総務部（担当：井上・栗原） 電話：03-3359-6252

業務部（担当：中里・尾坂） 電話：03-3359-3618

## 「2024年問題」～迫る“物流危機”



一般社団法人  
東京都トラック協会

## 「2024年問題」～迫る“物流危機”

はじめに

本冊子は、(一社)東京都トラック協会の機関紙『東京都トラック時報』令和5年3月25日号から7月25日号まで連載した、特集『「2024年問題」～迫る“物流危機”』を再収録したものです。一部、加筆・修正をしています。

本冊子を2024年問題への対応のため、ご活用ください。

(一社)東京都トラック協会

### 目次

トラック輸送の現場と相次ぐ長時間労働規制 … 2

解説：改正「改善基準告示」  
労働・拘束時間短縮への対応 … 4

慢性的な労働力不足と  
生産性向上への対応策 … 6

「働き方改革」推進へ  
取り組み手法と成果 … 10

「2024年問題」特別インタビュー  
東ト協の取り組み方針 … 12

挑みつづける、変わらぬ意志で。

東京商工会議所 流通・サービス委員会 オンラインセミナー

視聴  
無料

## 今からでも間に合う！ 荷主が知っておくべき 2024年問題対策

2024年問題を認識はしているものの、物流効率化に向けた取組はしておらず、具体的な対策について何から着手すればいいかわからない企業が全産業のうち半数近くにのぼります。サプライチェーン全体での取組や物流改善に対する意識改革を求める声も多いことを踏まえて、本セミナーでは、トラックドライバーの時間外労働規制が開始される前に、すぐにできる荷主側の具体的な物流対策についてお伝えします。

### 内容

- ◇第1章 …… 2023年下期における国内物流環境
- ◇第2章 …… 激変するグローバル物流環境
- ◇第3章 …… 2024年問題の先にあるもの



### 配信期間

2023年10月16日(月)～11月30日(木)

### 講師

船井総研ロジ株式会社 取締役常務執行役員  
**赤峰 誠司 氏**

製造業・卸売・小売等、サプライチェーン全域に渡るロジスティクス戦略コンサルタント。荷主企業の物流戦略策定を得意とし、サプライチェーン全域における最適化を実行する。業界における時流発信者でもある。これまでご支援した物流コスト削減プロジェクトにおいては、成功率100%を誇る。AI・ロボティクス・ブロックチェーンをキーワードとした最新スマート・ロジスティクスの開発、研究を行っている。



### お申込方法

東商のホームページ( <https://www.tokyo-cci.or.jp> )上段の「イベントを検索」欄に、  
イベント番号 「**202562**」を入力、またはQRコードよりお申込みください



お問合せ先

東京商工会議所 地域振興部  
観光・流通サービス担当

TEL/FAX  
Email

03-3283-7658 / 03-3283-7633  
kankou@tokyo-cci.or.jp

～東京商工会議所 入会のご案内～ <https://www.tokyo-cci.or.jp/page.jsp?id=1029997>

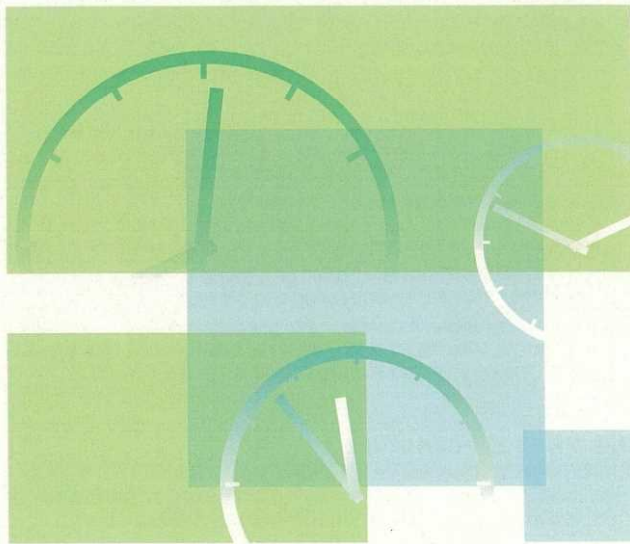
東京商工会議所では経営に役立つ会員限定サービスをご用意しております。ご入会・ご相談などお気軽にご連絡ください。



解説

# トラック運転者の 改善基準告示

—2024年4月適用—



 公益社団法人  
全日本トラック協会

## 目次

1. 改善基準告示見直しの経緯と遵守の必要性	1
2. 改善基準告示の対象者	3
3. 1年、1か月の拘束時間	5
4. 1日の拘束時間、休息期間	7
5. 運転時間	11
6. 連続運転時間	13
7. 予期し得ない事象	15
8. 特例	
(1) 分割休息	19
(2) 2人乗務	20
(3) 隔日勤務	21
(4) フェリー	22
9. 適用除外業務	23
10. 休日の取扱い	25
11. 時間外労働、休日労働	26
12. 荷主対策	27
13. その他	29
【資料1】(告示)自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(抄)	31
【資料2】(施行通達)自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の 一部改正等について(抄)	33
【資料3】改善基準告示に関するQ&A	43
【資料4】36協定届出の流れ、様式例、記載例	57

## 令和5年度 中小トラック運送事業者のためのIT活用セミナーの開催について

2023.11.01

当協会では、全日本トラック協会との共催により下記のとおりセミナーを開催します。

開催日時	令和5年11月29日(水) 13:30~16:30 【会場受付13:00~】
開催場所	東京都新宿区四谷3-1-8 東京都トラック総合会館 4階会議室
内容	<p>第1部 [講演]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) ITの活用方法と「データ経営」の必要性(活用のメリット、効果的なシステムの策定)</li> <li>2) 生産性向上に向けたIT機器及びシステムの活用事例の紹介</li> <li>3) 全ト協車両原価計算シートの活用</li> <li>4) 中小トラック事業者の情報セキュリティ対策</li> <li>5) 「データ経営」による見える化の実現</li> </ol> <p>第2部 [デモンストレーション]</p> <p>IT機器のデモンストレーション</p>
講師	機近代経営システム研究所 代表取締役社長 森高 弘純 氏
定員	A. 会場での受講 40名 (定員に達した時点で締切、1社1名を優先) B. ZOOMでの受講 400名 (定員に達した時点で締切)
対象	会員事業者 (参加費無料)
申込方法	<p>下記申込フォームからお申込下さい。</p> <p>※手続きが完了次第、受付完了メールが自動送信されます。</p> <p>迷惑メール対策などでキャリアメール (例: @ezweb.ne.jp、@docomo.ne.jp、@i.softbank.jp) の場合、受付完了メールが受信できない場合がございます。</p> <p>「noreply@form.kintoneapp.com」を受信設定してください。</p> <p style="text-align: center;">受付終了致しました。</p>

### 問い合わせ先

(一社) 東京都トラック協会 総務部 広報・情報グループ  
〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8  
TEL: 03-3359-4134

第1277号 2023年(令和5年)8月10日

東京都トラック時報

社会・文化 (8)

トラック運送 労務管理のボイソト 労務トラブル件数引き続き高水準で

厚生労働省は今年6月30日、令和4年労働紛争解決制度の施行状況を公表し、その中で今回は、個別労働関係紛争解決制度と労務トラブルの発生状況、および運賃に関する留意点について説明させていただき、具体的には、次の3つの方法があります。
①「総合労働相談」
各都道府県労働局や労働基準監督署内、駅近隣労働相談センター、各都道府県労働局長による助言・指導
②「労働基準法違反」や労働安全衛生法違反などに該当しない民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者

第1283号 2023年(令和5年)11月10日

東京都トラック時報

社会・文化 (8)

社会・文化 (8)

トラック運送業 労務管理のボイソト 11月「過労死等防止啓発月間」 長時間労働改善へ対策推進を



1 啓発月間の概要
毎年11月は「過労死等防止対策推進法」に基づく「過労死等防止啓発月間」と定められています。同月間中には、「過重労働解消キャンペーン」と銘打って、「過労死等」につながる過重労働への対応として、著しい長時間労働や悪質な賃金不払い、全国各地で過労死等防止対策推進シンポジウムが開催されるほか、労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」なども設けられています。
また、周知啓発活動の一環として、労働基準監督署の重点的な啓発指導も行われます。
2 過労死等の現状
「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第2条において、「業務における過重な負担による脳血管疾患又は心臓疾患を原因とする死亡」ともしくは業務における強い心理的負担による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患と心臓疾患、精神障害とを総称されています。厚生労働省では、過重労働による原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスが原因で発症した精神障害の状況について、平成14年から毎年、労務請求件数や「業務上疾病」と認定された労災保険給付件数などを取りまとめています。
今年6月30日に公表された、令和4年度「過労死等の発生状況」の内容は、次の通りです。
①労災請求・支給件数
過労死等に関する労災保険の請求件数は3486件で、前年度比38.7%の増加となっており、また、支給決定件数は904件で同10.3%の増加ですが、このうち「自殺未遂を含む」死亡2件を除くと、同512件で減少となつています。全体として改善されておらず、深刻な状況が続いているといえます。
②脳・心臓疾患に関する事業の労災補償状況
脳・心臓疾患に関する事業の労災補償状況をみると、請求件数は8033件で同50%の増加、支給決定件数は1944件で同22%多い状況ですが、このうち死亡件数は54件で同3件減少している状況です。
③精神障害に関する事業の労災補償状況
精神障害に関する事業の労災補償状況をみると、請求件数は2683件で同3.7%の増加、支給決定件数は710件で同81%の増加ですが、このうち未遂を含む自殺件数は67件で同12%減つています。請求と支給決定件数は、いずれも過去最高を更新する、深刻な状況が続いています。
ただし、精神障害に関する事業は労働時間の長さとの比例関係がみられず、業種別では「社会保険・社会福祉・介護事業」・「技術的職業従事者」・「IT」が最多で、特に運送業の発生リスクが大きいと考えられます。
④「過労死等防止対策」の現状
「過労死等防止対策」の現状を踏まえ、運送業における過労死等防止対策として、運転者の拘束時間および労働時間の管理を徹底し、来年度から適用される「労働時間短縮に関する法律」が施行されることと、より、会社にとり、過労死等防止のため、一層の労働時間短縮に向けて取り組みを強化していく必要があります。

表(右)の通りで、次のことが指摘されます。
▽総合労働相談件数は124万8368件で前年度比0.5%増加し、15年連続で100万件を超えており、会社の労務管理制度や労務慣行に対する「助言・指導」あつていないことが高止まり状態が続いています。また、未払い賃金の請求の消滅時効期間が2年4月から3年に延長されたことなどから、今後もますますトラブル件数は増えていくものと予想されます。
(3)運送業における留意点
運送業においては、特に未払い賃金の請求の消滅時効期間の延長の影響もあり、未払い残業代の問題がトラブルとして発

このため、次のような対応策を講じることが必要となります。
▽会社の実態に合致した就業規則の作成と履行
労務トラブルが発生すると、会社に大きな損失を生じさせることとなる可能性が高く、事業の継続を危うくすることにもなりかねません。「2024年問題」に対応するためにも、企業は最重要テーマとして、適切な労務管理を行うようにして

## 令和5年度「2024年問題」セミナーの開催について

2023.11.24

当協会では、セミナーを下記のとおり開催致します。

なお、会場に加え、WEB（ZOOM）でも受講いただけます。

つきましては、積極的にご参加していただきますようよろしくお願いいたします。

開催日	時間	申込フォーム	
令和5年12月20日(水)	14:00～16:00	<a href="#">会場</a>	<a href="#">WEB</a>
令和6年1月26日(金)	14:00～16:00	<a href="#">会場</a>	<a href="#">WEB</a>

ご希望の日時・開催場所のお申し込みフォームよりお申し込みください。

会場の当日の受付時間は13:30～となります。

会 場	東京都トラック総合会館 7階大会議室 東京都新宿区四谷3-1-8（東京メトロ丸ノ内線 四谷三丁目駅出口より徒歩3分）
講 師	社会保険労務士法人 NACマネジメント研究所 小林 弘和 氏
内 容	2024年問題に対応する社内制度の見直しの進め方について
対 象	東ト協会の経営者、管理者、総務担当者等
定 員	来協60名（1社2名まで）およびWEB参加（1社あたりの制限無し）
申込締切	両日ともに、開催日の1週間前までとします。 ただし、定員になり次第締め切りとさせていただきます。

### お問い合わせ先

（一社）東京都トラック協会 業務部 交通・環境グループ Tel：03-3359-6257



## 【葛飾支部】2024年問題研修会（荷主担当者等同伴可）

2023.11.28


拝啓 時下 会員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、3青年部合同による2024年問題研修会を2部構成で下記により開催することになりました。

つきましては、**当日は、御取引先担当者様（荷主関係者等）との同伴によるご参加も大歓迎です**ので、是非ご出席賜りますようよろしくご案内申し上げます

開催日時	2024年1月17日（水）14：00～16：00（質疑応答含）
開催場所	「東武ホテルレパント東京」 〒131-0013 墨田区錦糸1-2-2 電話：5611-5511（代）◆JR錦糸町駅北口より徒歩3分◆半蔵門線・錦糸町駅3番出入口より徒歩3分。
テーマ・講師	【第1部】 「違反原因行為の疑いがある荷主・元請等について」（約30分）  （講師）東京運輸支局トラックGメン  【第2部】 「改善基準告示のおさらい並びに会社を継続させるための安全輸送の実現と賃金制度の見直し」（約1時間30分）  （講師）NACマネジメント研究所代表社員 小林弘和 氏
持ち物	筆記用具、申込書（※受講受付印が押印済みのもの）
個人情報（使途目的）	今回の講習会で取得した個人情報は、受講者履歴情報の記録及び確認を目的とし、受講を委託する会員事業者様の同意なくして、当該目的以外に利用することは致しません。

### 申込先・問合せ先

お申込は**受講申込書**  に必要事項をご記入のうえ、2024年1月9日迄に

FAX：03-3604-3263

にて、直接（一社）東京都トラック協会葛飾支部あてお申し込み下さい。

**※事前に質問事項がある場合は、用紙は問いませんので、質問先講師を明記の上、受講申込書とともにFAXしてください。**

お問い合わせは、一般社団法人東京都トラック協会葛飾支部（担当：高橋）

（電話03-3690-4551（代））まで

自動車運送事業者様向けの

## 働きやすい 職場のつくり方セミナー

参加費  
無料

～求職者の運転者への就職を促進し、人材確保を目指して～



**日時** 7月12日(水) 13:00-16:00 (開場・受付12:20-)

**会場** TKP赤坂カンファレンスセンター  
東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 13階

**定員** 先着**100名** **出席対象者** これから「働きやすい職場認証制度」の活用を検討される自動車運送事業者様が対象です。

13:00~13:05	開会	
13:05~13:30	自動車運送業における職場環境改善に向けた施策取組み	国土交通省
13:30~15:00	事業者様による職場環境改善に係る「優良事例」のご紹介	帝産観光バス株式会社/株式会社三芳エキスプレス/葵交通株式会社(発表順)
15:00~16:00	働きやすい職場認証制度の概要説明	一般財団法人 日本海事協会

セミナーのお申込みはこちらから！

【締切】7月6日(木)23:00まで



定員100名に達し次第、お申込みは締め切ります。

主催：一般財団法人日本海事協会  
後援：国土交通省 関東運輸局  
共催：東京海上日動火災保険株式会社/三井住友海上火災保険株式会社/損害保険ジャパン株式会社/あいおいニッセイ同和損害保険株式会社/AIG損害保険株式会社/大樹生命保険株式会社/株式会社ベネフィット・ワン/一般社団法人運転従事者脳MRI健診支援機構/株式会社日本総合ビジネス・ディップ株式会社/株式会社シスコールジャパン/株式会社ジンジブ/ヤマトリース株式会社/オリックス自動車株式会社/LIXIL-Talサービス株式会社/東京海上ティーアール株式会社



一般財団法人 日本海事協会 交通物流部

〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町4-7  
TEL：03-5226-2412 (09:00-17:30 土日祝祭日を除く) Email：untensha@classnk.or.jp  
https://www.untenshokokuba.jp



## 会場のご案内

**住所**

TKP赤坂カンファレンスセンター  
東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 13階

**電車でお越しの方へ**

東京メトロ千代田線 赤坂駅 3b 徒歩5分



**お車でのお越しの方へ**

駐車場のご用意はございません。近隣の各駐車場をご利用いただくか、公共交通機関でお越しください。

“Follow” をよろしくお願いいたします！

セミナー情報、認証事業者様の働きやすい職場づくりについてなど、皆様のお役に立つコンテンツを掲載しています！！



Instagram



TikTok



## 令和5年度 運送業のITスキルアップを目指すパソコンセミナー

2023.10.10

東京都トラック協会では、一日中セミナー受講はできないという忙しい方や基本的な操作から応用機能を知りたい、という方にあわせて、Excel・PowerPointの初級から活用までの講座体系を1回約2時間で、1日3回、5日間に分割したパソコンセミナーを開催します。(パソコンは東ト協で準備したものをご使用いただけます。)

### セミナー内容

時間：11月13日(月)～11月17日(金) 10時00分～16時40分

<b>Excelコース 初級・中級</b> ご自身のレベルにあったコースで、Excelを業務に活用しましょう。	
●Excel①初級	基本操作から、簡単な集計表でしっかり基礎を学びます。
●Excel②初級	初級からのステップアップとして集計業務に役立つSUMIF関数を学びます。
●Excel③中級	わずか5つの関数を使って、データ分析の基礎を学びます。
●Excel④中級	データ(CSV)を取込と表示されるテーブル。活用できていますか。テーブルの活用方法を学びます。
<b>PowerPointコース初級・中級</b> 基本操作、プレゼン資料作成を学んでいただきます。	
●PowerPoint①初級	基本操作から、プレゼン資料作成の基礎を学びます。
●PowerPoint②中級	見栄えの良いプレゼン資料を作成するために、文字や画像の効果や各種機能で、プレゼン資料をブラッシュアップするテクニックを学んでいただきます。
<b>IT情報系</b> 業務に役立つITキーワードのご紹介として、今回はChatGPTの体験を実施します。	
●IT情報	話題のChatGPTの業務での活用事例のご紹介、体験コーナーでは、無料版ChatGPTを使います。どなたでも受講いただけます。
<b>DX推進</b> DX化を推進する第一歩として、セルフサービスBI (PowerBI) を使ってみましょう。	
●DX推進①	DX推進への取り組みは各社様々です。なかなか進まない原因の一つとして、自社の現状が把握できていないことがあげられます。DX化を推進する第一歩として、まずは自社の現状把握に役立つ、「PowerBI」ツールから始めてはいかがでしょうか。「PowerBI」で、各種データの見える化に挑戦してみましょう。
●DX推進②	データの可視化が迅速にできることがわかると、社内の課題や次の目標設定など有意義な情報を社内でも共有できるようになります。 ※11月14日15:00～16:40のレッスンでは、DX推進①と②の2レッスンを1レッスンに短縮した体験版を実施します。

### 申込・問い合わせ

10月31日(火)までに、申込用紙(PDF)にて教育研修・輸送グループまでFAX(03-3359-6020)でご提出ください。

受講決定後、受講決定通知書をお送り致しますので、内容をご確認の上、受講料をお振込みください。

(一社)東京都トラック協会 教育研修・輸送グループ(電話03-3359-4137)

担当：海老澤・伊王野

### セミナー日程

	時間	レッスン名	対象	講座テーマ
11月13日(月)	10:00～11:40	Excel①	初級	基本操作と表作成
	13:00～14:40	Excel②	初中級	集計に役立つSUMIF関数
	15:00～16:40	Excel③	中級	5つの関数でデータ分析
11月14日(火)	10:00～11:40	Excel③	中級	5つの関数でデータ分析
	13:00～14:40	Excel④	中級	業務がはかどるテーブル活用
	15:00～16:40	DX推進	中上級	「PowerBI」体験ダイジェスト版
11月15日(水)	10:00～11:40	IT情報	全員	業務で活用「ChatGPT」体験
	13:00～14:40	DX推進①	上級	ここから始めるDX「PowerBI」
	15:00～16:40	DX推進②	上級	「PowerBI」分析結果の活用
11月16日(木)	10:00～11:40	Excel②	初中級	集計に役立つSUMIF関数
	13:00～14:40	PowerPoint①	初級	PowerPoint基本操作とプレゼン資料作成
	15:00～16:40	PowerPoint②	中級	PowerPointプレゼン資料ブラッシュアップ
11月17日(金)	10:00～11:40	Excel④	中級	業務がはかどるテーブル活用
	13:00～14:40	Excel③	中級	5つの関数でデータ分析
	15:00～16:40	IT情報	全員	業務で活用「ChatGPT」体験

### 対象

会員企業の経営者、管理者、社員の方

### 受講料

1人3,000円(テキスト代込み。全レッスン参加でも、1レッスンのみ参加の方も同額となります。)

※「受講決定通知書」に記載の指定口座に、指定日までにお振込みください。

※恐れ入りますが、振り込み手数料は受講者のご負担をお願い致します。

※振り込まれた受講料は欠席された場合でもお返し致しません。

### 定員

各レッスン25名。先着順。1社1名優先。定員に達し次第締め切ります。

2名以上希望される場合は、ご相談ください。

## 令和5年度 経営者セミナー 「町工場の星、諏訪貴子氏に学ぶ新経営改革 ～ 中小企業の人材育成・事業承継～」

2023.10.11

平素は、当協会の業務運営に対し、ご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

今回の経営者セミナーは、講師に中小企業の組織づくりや人材育成・事業承継など、諏訪貴子氏

の新経営改革について学べるセミナーとなっております。

つきましては、積極的にご参加していただけますようよろしくお願いいたします。

日 時	令和5年12月4日(月) 15:00～16:30
会 場	東京都トラック総合会館 7階大会議室 新宿区四谷3-1-8 (東京メトロ丸ノ内線 四谷三丁目駅出口より徒歩3分)
講 師	ダイヤ精機株式会社取締役 日本郵政株式会社取締役 諏訪 貴子 氏  ◇講師プロフィール 1971年東京都生まれ。32歳で父の逝去に伴いダイヤ精機社長に就任し、経営再建に着手。自社の40年分の経営データを読み解き、さまざまな改革を実施し、次々と課題を解決してきた。 日経BP社「ウーマン・オブ・ザ・イヤー2013」大賞を受賞。「NEWS ZERO」など多くのメディアに出演。2017年「町工場の娘」がNHKでドラマ化。2022年日本郵政株式会社取締役なども務める。
内 容	中小企業の組織づくりや人材育成・事業承継
対 象	東ト協会員「経営者・役員・管理者等」
定 員	80名
参加費	無 料
申込方法	申込フォームからお申し込みください。  ・お申込は <a href="#">こちら</a>
申込締切	令和5年11月30日(木) なお、定員になり次第締め切りとさせていただきます。

お問い合わせ先

(一社)東京都トラック協会 業務部 教育研修・輸送グループ Tel: 03-3359-4137

## 令和5年度「男性ドライバー免許取得助成」の実施について

2023.04.24

(一社) 東京都トラック協会では下記のとおり助成事業を実施いたします。

### 1. 実施期間 (申請受付期間)

令和5年4月24日～令和6年2月9日  
 ※期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で終了とします。  
 なお、その際は東ト協ホームページ等でお知らせします。

### 2. 助成対象事業者

東ト協会員で、会費の滞納が無い事業者  
 ※中小企業者に限定 (下記のいずれかに該当すること)  
 (1) 資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること  
 (2) 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

### 3. 助成対象



以下のすべてに該当する者とする  
 (1) 東京都内の会員事業所に在籍し、助成金申請時に、営業用貨物自動車の運転に従事する男性であること  
 (2) 令和4年4月1日～令和6年2月末日に免許を取得していること  
 (3) 免許の取得費用を会員事業者が負担していること (運転者個人が免許取得費用を支払った場合には助成金を交付しない)  
 (4) 取得した免許について国及び関係団体等から助成金が交付されていないこと (ただし、東京しごと財団から助成を受けて実施している「業界別人材確保支援事業」または全ト協の取次事業として実施している「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業」との併用を可能とする)  
 (5) 1会員事業者2名を助成上限とし、それを超えないこと  
 (6) 助成金交付日を起算として5年以上自社のドライバーとして継続勤務すること

### 4. 助成額

取得免許に応じて、下記の金額を上限として助成する  
 (1) 大型免許・中型免許・準中型免許の新規取得・・・50,000円  
 (2) 中型免許・準中型免許の限定解除審査・・・30,000円

※「女性ドライバー免許取得助成」もあります

### 5. 提出書類

- (1) 「男性ドライバー免許取得助成金交付申請書」(様式1) 
- (2) 公安委員会指定教習所発行の会員事業者宛の領収書の写し  
 ※必ず取得した免許の種類を明記してください
- (3) 運転免許証の写し(両面)
- (4) 健康保険証の写し(両面)  
 ※必ず保険者記号・番号・保険者番号の3カ所を判別できないように塗りつぶしてください
- (5) 在籍証明(写)
- ※助成金請求日前勤務日の運転日報、点呼簿、運転者台帳のいずれか1点
- (6) 「事業概況報告書」(写) (「事業報告書」内の第1号様式のみ)
- (7) 宣誓書(様式2) 

### 6. その他

ただし、東京しごと財団から助成を受けて実施している「業界別人材確保支援事業」または全ト協の取次事業として実施している「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業」と併用した際に助成金額が取得価格を超えた場合は当該事業での助成額を減額する。

詳細事項については、下記の実施要綱を必ずご確認ください。

### 7. 実施要綱

### 8. 問合せ先・助成金申請書の送付先

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8  
 一般社団法人東京都トラック協会 業務部 交通・環境グループ  
 TEL: 03-3359-6257

## 令和5年度「働きやすい職場認証制度」取得費用助成の実施について

2023.06.01

国土交通省は、自動車運送事業者の運転者の労働条件や労働環境を第三者機関が評価する「働きやすい職場認証制度」（運転者職場環境良好度認証制度）を創設し、自動車運送事業者の職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」することで、求職者の運転者への就職促進を図っているところであります。

そこで、当協会では労働力確保対策の一環として、本制度の認証を取得した事業者に対する助成事業を実施いたします。

なお、本制度の申請に係る詳細、申請書類等は、認証機関である一般財団法人日本海事協会の特設ホームページ

<https://www.untenshashokuba.jp/> をご参照下さい。

1. 事業期間	令和5年6月1日～令和6年2月29日 ※上記期間中に助成金申請書を提出したものが対象。 ※期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で終了とします。なお、その際は東ト協ホームページ等でお知らせします。
2. 助成対象事業者	以下のすべてに該当する会員事業者 (1)東京都内に本社を有している (2)東京都内に事業用貨物自動車を有する本社または東京都内に事業用貨物自動車を有する営業所がある (3)令和5年4月1日～令和6年2月29日に一つ星新規または一つ星継続の登録証書の交付を受けている (4)当該（今回申請するもの）申請にかかわる助成を受けていない
3. 助成額	(1)一つ星新規 東京都内の、事業用貨物自動車を有する本社または事業用貨物自動車を有する1事業所・・・50,000円 東京都内の、上記以外の事業用貨物自動車を有する事業所（上限10箇所）・・・1箇所につき5,000円 (2)一つ星継続 東京都内の、事業用貨物自動車を有する本社または事業用貨物自動車を有する1事業所・・・40,000円 全ト協の取次事業として実施している「働きやすい職場認証制度認証取得費用助成事業」との併用を可能としますが、全ト協と東ト協の助成額の合計が会員事業者の負担額（税抜き）を上回る場合は、全ト協の助成額を減額します。
4. 提出書類	(1)「働きやすい職場認証制度」（運転者職場環境良好度認証制度）取得費用助成金交付申請書（様式1）  (2)運転者職場環境良好度認証制度審査申込書（様式A）（写） (3)認証機関発行の審査料の領収書（写）（銀行及びネット振替等での振込み票や明細表でも可） (4)認証機関発行の登録料の領収書（写）（銀行及びネット振替等での振込み票や明細表でも可） (5)認証機関発行の「登録証書」（写）※複数事業所分の助成金の請求を行う場合は、全ての事業所分 (6)申請事業所の事業用貨物自動車の保有の有無がわかる書類（直近の「一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等申請書」の表紙及び各営業所に配置する事業用の種別ごとの数が記載されているページ（写））
5. その他	詳細事項については、実施要綱を必ずご確認ください。 <a href="#">令和5年度「働きやすい職場認証制度」（運転者職場環境良好度認証制度）取得費用助成実施要綱</a> 

### 【問合せ先・助成金申請書（請求書）の送付先】

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8

一般社団法人東京都トラック協会 業務部 交通・環境グループ

TEL: 03-3359-6257（直通）

## 令和5年度「標準的な運賃」活用セミナーについて

2023.10.06

平素は、当協会の業務運営に対し、ご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。  
 当協会では、令和5年度「標準的な運賃」活用セミナーを下記のとおり開催致します。  
 なお、会場に加え、WEB（ZOOM）でも受講いただけます。  
 つきましては、積極的にご参加していただきますようよろしくお願いいたします。

日 時	令和5年11月13日（月） 13：30～17：00 （会場受付13：00～）
会 場	東京都トラック総合会館 7階大会議室 東京都新宿区四谷3-1-8（東京メトロ丸ノ内線 四谷三丁目駅出口より徒歩3分）
講 師	日本PMIコンサルティング株式会社 小坂 真弘 氏
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「標準的な運賃」告示の概要・届出</li> <li>○「標準的な運賃」を踏まえた原価計算（演習など）</li> <li>○原価計算を反映した運行形態別運賃の考え方</li> <li>○荷主との交渉方法</li> <li>○燃料サーチャージ ほか</li> </ul>
対 象	東ト協会の経営者、管理者、運賃交渉担当者等
定 員	来協40名（先着順）およびWEB参加（1社あたりの制限無し）
申込方法	申込フォームからお申し込みください。 ●会場でのご参加は <a href="#">こちら</a> ●ZOOMでのご参加は <a href="#">こちら</a> 手続きが完了次第、申込完了メールが自動送信されます。 迷惑メール対策などでドメイン指定を行っている場合、メールが受信できないことがあります。 「noreply@form.kintoneapp.com」を受信設定してください。
開催者	主催：（公社）全日本トラック協会/（一社）東京都トラック協会
その他	計算演習をしますので、電卓を忘れずに持参くださいませ。

～本件に関するお問い合わせ先～

（一社）東京都トラック協会 業務部 交通・環境グループ  
 電 話：03-3359-6257